

議 第 5 号

療育手帳の法制化及び基準の統一化を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国の障害者の保健福祉施策においては、身体障害、知的障害及び精神障害を有すると認定された者に対し、障害の種類に応じて障害者手帳が交付されており、手帳所持者は障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策とともに自治体や事業者が独自に提供するサービスが設けられている。

このうち、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳については、それぞれ法律に基づき交付されている一方、知的障害者に交付される療育手帳については、厚生事務次官通知に基づき各都道府県等が独自に実施要綱を定め、運用しており、全国で統一された運用となっていない。

また、本年6月に厚生労働省の社会保障審議会障害者部会が取りまとめた報告書においても、療育手帳制度は法的な位置づけがなく、自治体ごとに検査方法等の判定方法や発達障害の取扱い等の認定基準にばらつきがあり、手帳所持者が他の自治体に転居した際、判定に変更が生じる可能性があることなど、制度運用において地域差が生じる状況等が課題とされている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、療育手帳交付に係る公平性を担保し、障害者が必要とする支援を受けられるようにするため、国際的な知的障害の定義や自治体の事務負担等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方を検討の上、療育手帳の法制化及び基準の統一化を図るよう強く要請する。